

就労系サービスについて

- 1 加算届の提出について
- 2 国会議をうけて
- 3 医療連携体制加算について
- 4 県 HP について
- 5 その他

**就労系サービスの介護給付費等算定に係る体制等に
関する届出書（加算届）の算定の開始時期について**

1 通常ルール

毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から算定を開始

4 月 15 日（水）までに県民局に提出→5 月から

4 月 16 日（木）～5 月 14 日（木）に県民局に提出→6 月から

2 前年度 1 年間の実績等を踏まえて届け出る加算

就労移行：就労定着率、視覚・聴覚等支援体制、就労移行支援体制、移行準備支援体制加算
就労 A 型：平均労働時間区分、視覚・聴覚等支援体制、重度者支援体制、就労移行支援体制
就労 B 型：平均工賃月額区分、視覚・聴覚等支援体制、重度者支援体制、就労移行支援体制
就労定着：就労定着率、就労定着実績

4 月中に県民局に提出→4 月から

※ ただし、4 月末に提出された場合や、不備等のあった書類については、処理が間に合わない可能性があります、ご了承ください。

3 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（今回処置）

4 月 15 日（水）までに県民局に提出→4 月から

【注意等】

- 1 減算については、届出日にかかわらず、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定は行われません。
- 2 県所管については、変更がある場合のみ届出を行ってください。変更がない場合は、届出は不要です。よって、加算届がない場合は、前年度の状況が引き継がれます。
政令・中核市については、各市の指示に従ってください。
- 4 届出内容に間違いのないようお願いします。
(よくある例：様式第 5 号届出書の特記事項の変更後に記載されていない加算が、別紙 1-1 一覧表では変更している。必要書類がない。)
- 5 加算に関係のない内容（代表者や管理者の変更等）は、変更届出書で変更してください。

令和2年度就労支援事業について

- **就労移行等実態調査**について（出典：令和2年度障害保健福祉関係主管課長会議資料 46 頁抜粋）
 - 就労移行等実態調査については、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、就労定着支援、生活介護、自立訓練（生活訓練、機能訓練）を対象として、退所理由及び就職者の状況、就労移行支援事業所別の一般就労移行率、サービス提供状況等を確認するために、例年実施してきたところであるが、都道府県等及び事業所の業務負担等を考慮して、**当該調査は当分の間実施を見送る**こととする。
 - また、**当該調査によって把握していた数値については、他の調査を活用することを基本**とし、第 5 期障害福祉計画の実施状況把握に必要な数値については、別途実施している障害福祉計画に関するフォローアップ調査により代替することとする。

- 会計検査院からの指摘（**就労移行支援事業の適正な実施**）について（出典：同上 47 頁抜粋）
 - 就労移行支援事業については、会計検査院からの指摘により、**適正な就労定着者に基づいて就労定着支援体制加算が算定されていなかった事案**や一部の市町村において、**就労移行支援事業所から利用者の就職状況の市町村への報告がなかったため、市町村が支給決定を行った利用者の就職状況が把握できていなかった事案**が明らかになったことから、「**就労移行支援事業の適正な実施について**」（令和元年 11 月 5 日付け障障発 1105 第 1 号障害福祉課長通知）を**発出**しているところである。【次頁に通知を掲載】
 - 本通知においては、就労移行支援の利用者の就職状況の把握、一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用及び就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出に関する取扱いを示しているため、**改めて確認いただき、就労移行支援事業の適正な実施について配慮いただきたい。**

- **医療連携体制加算**の取扱
指定障害福祉サービスにおける報酬告示第 7 の 5 の医療連携体制加算については、医療機関との連携により看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものであるが、本加算の算定にあたっては、特に以下の点に留意し、適切な取扱いをお願いします。
 - ① **医師からの看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する具体的かつ明確な指示書を受けること。また算定にあたっては、利用者ごとに利用者・保護者の希望や主治医等の所見・指示書等を踏まえて看護の必要性を検討**すること。【「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 5 号障害保健福祉部長通知）】
 - ② 医療連携体制加算は、看護職員から当該看護を受けた利用者に対する加算としていることから、**当該利用者に対する看護行為等を個別支援計画に位置付けて実施**すること。
【平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A (VOL.2) 問 1 - 7】
 - ③ **看護職員による見守りやバイタルチェックについては、重症心身障害又は筋ジストロフィー等医療的ケアを必要とする場合であって、障害者に対する見守りやバイタルチェックに係る看護上の必要性が明確にかつ具体的に医師の指示書に記載されている場合に限り、個別支援計画に位置付け算定可能とするものであり、特に看護の必要のない障害者に対して（医師からの指示の有無を問わず）看護職員が行った単なる見守りやバイタルチェックについては算定対象とならない**こと。
【厚生労働省への個別質問への回答】

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

就労移行支援事業の適正な実施について

就労移行支援事業については、適正な就労定着者に基づいて就労定着支援体制加算が算定されていなかった事案や一部の市町村において、就労移行支援事業所から利用者の就職状況の市町村への報告がなかったため、市町村が支給決定を行った利用者の就職状況が把握できていなかった事案があった。

また、就労移行支援サービス費については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の第2の3の（3）の①において「利用者が就職した日の前日まで算定が可能」とされているが、この通知に反した取扱いが行われていたとの指摘がある一方、平成19年12月19日事務連絡「障害福祉サービスに係るQ&A(VOL.2)」において「一般就労へと移行した場合であっても市町村が必要と認める場合、日中活動サービスの支給決定を行って差し支えない」とされているところであり、同事務連絡は就労移行支援には適用されることは想定していなかったが、その旨を明示していなかったことから、一部の市町村において、その取扱いに誤解が生じている。一方、利用者の状態等によっては、一般就労へ移行した後も改めて就労移行支援を利用することが有効であると考えられる場合があるとの声もある。

そのため、就労移行支援の利用者の就職状況の把握、一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用及び就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出については、今後、下記のとおりとするので、ご了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等への周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

なお、本通知については、令和2年2月1日から適用する。

記

(就労移行支援の利用者の就職状況の把握について)

市町村が支給決定を行った利用者が就職した場合、市町村が就職した状況を把握できるようにするため、都道府県等から就労移行支援事業所に対して利用者が就職した場合には支給決定権者である市町村に適時に報告することを徹底させることとする。また、都道府県等においては、就労移行支援事業所に対し、例えば、重要事項説明書の退所理由に就職する場合を明記するなど、

利用開始時に利用者への説明を徹底するよう、周知をお願いします。

(一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用について)

利用者が就労移行支援の利用を経て就労した後は、引き続き当該就労移行支援を利用し就労移行支援サービス費を算定することはできない(施設外支援の対象となるトライアル雇用の期間を除く)。

ただし、利用者の状態によっては、就労移行支援事業所で引き続き訓練を受けながら働くことが、勤務時間や労働日数を増やすことにつながる場合や、新たな職種への就職を希望しており、就労移行支援の利用が必要である場合などもあることから、市町村が、利用者が就職したことを把握した上で、就労中の就労移行支援の必要性が認められると判断し、改めて就労移行支援の利用について支給決定を行った場合に限り、就職した後も新たに就労移行支援を利用することを可能とする。

また、市町村が、上記支給決定を行うに当たっては、以下の3点を踏まえることとする。

- ・就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながるか否か。
- ・働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的な負担にならないか。
- ・他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であるか否か。

(就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について)

都道府県等が、事業者现就労移行支援の基本報酬の算定区分に関する届出書等の提出を求める際には、添付資料として雇用契約書、労働条件通知書又は雇用契約証明書の写しなどの提出を求め、就職日や届出時点で雇用が継続していることを事業者としても確認した上で、報酬区分を届出させることとする。なお、添付資料については、例示のほか、就職者の状況を事業者が企業に訪問して企業の担当者からの確認をもらう等の方法によることも差し支えないので、企業や本人、事業者にとって過度な業務負担とならないよう配慮をお願いします。

兵庫県

ホーム > 暮らし・教育 > 健康・福祉 > 障害福祉サービス・障害者支援 > 障害福祉サービス(就労系)の指定申請等に関する手続き

メニュー

更新日：2020年3月19日

障害福祉サービス(就労系)の指定申請等に関する手続き

障害者総合支援法に基づき指定障害福祉サービス事業(就労系)の指定申請等の手続きについてご案内します。
当ホームページの居住者はユニバーサル住居です。就労サービスの側面を実施している多機能型事業所は障害福祉課にお問い合わせください。
なお、他の障害福祉サービス等の指定申請等の手続きについては、次のページをご覧ください。

[障害福祉サービス\(療育介護・生活介護・自立訓練・施設入所支援\)の指定申請等に関する手続き](#)

[障害福祉サービス事業等の指定申請手続き\(原住系、GH、相談支援\)](#)

[障害者総合支援事業の指定申請\(指定更新申請\)手続き](#)

[障害者入所施設の変遷等に関する手続き](#)

平成30年度報酬改定関係については、[厚生労働省ホームページ「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について」\(外部サイトリンク\)](#)をご覧ください。

1 指定申請のスケジュール

指定申請書、訓練交付額の算定額、変更届の提出期限と適用日にご確認ください。
指定申請書は希望する指定日の一ヶ月前半前までに提出していただくことを原則としています。
(ただし、4月1日の指定のみ、申請が大量受けになりますので、2か月前(1月末日)の提出をお願いします。)

区分	提出期限等	適用日	提出先
指定申請書	指定希望(事業開始予定)日の45日前	指定日は、毎月1日	提出先
	算定単位数が増える場合	届出月の15日以前	
加算届	届出月の16日以降	翌月から算定	事業所所在地の健康福祉事務所 (PDF: 50KB) 郵送又は持参していただく。
	事業が発生した日から10日以内	届出月に関係なく事実発生	
変更届	厚生労働省令で定める事項に変更の場合	変更の日から10日以内	※神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市に所在の事業所については各市にお問い合わせください。
	休止した事業を再開した場合	事業を再開した日から10日以内	
登録メールアドレス変更届	休止又は休止する場合は	休止又は休止予定日の30日前	ユニバーサル住居課 ※FAXしてください。
	電子メールによりタイムリに情報提供しますの	電子メールよりタイムリに情報提供しますの	

2 指定障害福祉サービス事業(就労系サービス)の指定基準等

指定を受ける前に、指定障害福祉サービス事業に関して、次に記載の事項について必ずご確認ください。
なお、ご質問がある場合は、[お問い合わせ](#) (ワード: 21KB) によりお問い合わせください。

また、その掲載通知等は、以下で検索できます。

[厚生労働省 法令・告示・通達等\(厚生労働省法令等検索画面\)](#) (外部サイトリンク)

(サービス共通事項)

- ア 人員：設備基準：[共通事項 \(PDF: 134KB\)](#)
就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援 (PDF: 65KB)
- イ [障害福祉サービス事業の形態 \(PDF: 111KB\)](#)
- ウ [障害福祉サービスに係るQ&A \(PDF: 163KB\)](#)

(就労系に関する留意事項)

ア 工資関係：[工資上仕簿・平均工資額について](#) (付録・表様)

イ 会計処理関係

[厚労省通知「就労支援事業等に関する会計処理の取り扱いについて」](#) (PDF: 28KB)
[厚労省支障の事業の会計処理の基準](#) (PDF: 348KB)

[厚労省事務通知「就労支援の事業の会計処理の基準の改正」](#) (PDF: 85KB)

[就労支援の事業の会計処理の基準の改正に係る取組事項等の説明](#) (PDF: 381KB)

[就労支援事業の会計処理の基準に関するQ&Aについて](#) (PDF: 373KB)

(参考) [就労支援事業による年間内報量](#) (PDF: 238KB)

ウ [就労継続支援A型事業における利用厚生負担率算定率算定率算定率](#) (PDF: 65KB)

エ 指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等について

通知(平成29年7月21日付 厚労第1207号 障害者支援指導通知) (PDF: 109KB)

様式 就労継続支援A型申請書 (PDF: 47KB) (エクセル: 67KB)

経営改善計画書 様式2-1 (PDF: 47KB) (エクセル: 17KB)

様式2-2 (PDF: 28KB) (エクセル: 14KB)

オ 「[就労移行支援事業](#)、[就労継続支援事業](#)(A型、B型)における管理事項について」(PDF: 141KB)

※施設外支援・施設外就労に関する要件確認表 (エクセル: 32KB)

カ [就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について](#) (PDF: 528KB)

キ 就労定着支援について

就労定着支援の実施について (平成30年2月28日付 厚生労働省事務連絡) (PDF: 217KB)

就労定着支援の円滑な実施について (平成30年7月30日付 厚労第0730第2号) (PDF: 383KB)

就労定着支援の円滑な実施について (平成31年3月29日付 厚生労働省事務連絡) (PDF: 622KB)

ク 就労移行支援について (令和元年11月5日付 厚労第1105第1号) (PDF: 321KB)

ケ その他関係通知等

介護報酬制度との適用関係

[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護報酬制度との適用関係等について](#) (PDF: 108KB)

[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護報酬制度との適用関係等について](#) (PDF: 235KB)

[共生型サービスへの移行に伴う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護報酬制度の適用関係等に係る留意事項等について](#) (PDF: 77KB)

子ども食堂

[子ども食堂等の活動に関する調査・能力の推定及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について](#) (PDF: 4128KB)

総合的な福祉サービス

[地域の課題に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン](#) (PDF: 1088KB)

調査研究

[就労継続支援A型・B型の廃命・工事の向上に関するモデル事例取組と成功要因の分析に係る調査研究](#) (PDF: 9,056KB)

[就労継続支援A型事業所の経営改善に関する事例集](#) (PDF: 99MB) (外部サイトリンク)

[就労移行支援・就労定着支援事例集](#) (PDF: 3,997KB)

[就労系福祉サービス事業所における職員の合理的配慮マニュアル](#) (PDF: 7,039KB)

[自立居後エックのための就労継続支援事業ガイドライン案](#) (PDF: 1,030KB)

[自己居後エックのための就労継続支援事業ガイドライン案](#) (PDF: 1,030KB)

コ 厚生労働省Q&A

平成30年4月25日 (PDF: 130KB) 平成30年5月23日 (PDF: 291KB) 5月23日 第3修正版

平成30年12月17日 (PDF: 597KB) 令和元年5月17日 (PDF: 165KB)

令和元年7月29日 (PDF: 152KB) 令和元年8月19日 (PDF: 278KB) 令和元年10月1日 (PDF: 18KB)

[障害福祉サービス等に関するQ&A](#) (外部サイトリンク) [障害福祉サービス等報酬改定について](#) (外部サイトリンク)

3 提出様式等

指定申請等に必要な書類は、次のとおりです。

また、添付が必要な資料については、「確認表」に記載しています。
提出前には、必要な資料が準備できているかどうか「確認表」で高検の上、提出してください。
申請書等は、3部(正1部、副2部)を作成し、正副各1部を上記の「提出先」に提出してください(副1部は申請書において保管ください)。

(指定申請書)

1. 全サービス共通事項
 - A 指定申請書提出確認票 (エクセル: 31KB)
 - ※必ずこの確認票でチェックをおこなってください。申請書はこの確認票と一緒に提出してください。
 - イ 社会保険及び労働保険への加入状況にかかると確認票 (ワード: 22KB)
 - ※平成29年10月1日付けで新規指定する事業所から届出が義務化されました。
 - ウ 指定申請書 (ワード: 27KB)
 - エ 障害者総合支援法、児童福祉法及び介護保険法に指定変更している事業について (ワード: 20KB)
 - オ 参考集約①～参考集約② (エクセル: 128KB)
 - カ 運営規程 右面に添ったの設置事項 (PDF: 83KB)

(記載例)

- 就労移行支援 (ワード: 70KB)
- 就労継続支援A型 (ワード: 80KB)
- 就労継続支援B型 (ワード: 75KB)
- 就労定着支援 (ワード: 64KB)

※就労継続支援A型の運営規程に関しては、平成29年4月1日の指定基準の見直しで、新たに「利用者の労働履歴」「月給、日給又は時間給」を比較することになりましたのでご注意ください。既に指定済みの型事業所については、運営規程の変更の届出をしてください。

- キ 事業計画書、様式例 (エクセル: 19KB)
- ク 取次計画書、様式例 (エクセル: 32KB)
- ク 新規指定に際してのサービス管理担当者対象者の研修受講契約書 (参考集約④) (エクセル: 14KB)

【重要】新規指定に際してのサービス管理担当者研修及び相談支援従事者研修が未受講の場合の研修受講契約書 (参考集約④) (エクセル: 14KB)

サービス管理責任者研修及び相談支援従事者研修が未受講の場合の経過措置は、平成31年3月31日にて終了です。

よって、研修参加者は、併用でそれぞれの研修の受講申し込みが完了した時点で、届出ができません。届出ができませんから、() 他県県での研修申し込みが完了した後は、実務経験及び研修の要件を満たしたサービス管理責任者を確保のうえ、新規指定申請を行ってください。

2. 付表 (サービス別)

- A 就労移行支援 付表11・付表11-2 (エクセル: 28KB)
- イ 就労継続支援 付表12・付表12-2 (エクセル: 28KB)
- ウ 就労定着支援 付表13・付表13-2の別紙 (エクセル: 29KB)
- エ 多機能型事業所 付表14 (その1、その2) (エクセル: 33KB)

(計算書)

下記1 (様式第5号) 及び2 (様式第5号 別紙1-1) は、全事業所必須です。

下記2のそれ以外の様式 (別紙20) 及び添付書類は、各計算に応じて提出してください。(別紙1-1と同様に計算に列挙する業務を記載していません。)

1. 介護給付費算定に係る体制区分に関する届出書 (様式第5号) (ワード: 27KB)
2. 介護給付費算定に係る体制区分一覧表 (様式第5号 別紙1-1) 及び必要な届出書 (別紙20～30) (エクセル: 394KB)
3. 処遇改善加算 (1) 処遇改善加算 (2) 処遇改善加算 (令和元年10月～)
4. 平成30年度介護給付に該当する回数 (就労系サービス) (平成30年6月7日現在) (エクセル: 40KB)
5. 年度途中で新規指定を受けた就労継続支援事業所の基本報酬の変更について
 - (1) 就労継続支援A型
指定を受けた日から1年間は、1日の平均労働時間数が3時間以上、時間未満の場合として基本報酬を算定するが、新規に指定を受けた日から6月間の実績に
に応じて、基本報酬を算定することができる。
この場合、7月日に体制等に関する届出書 (別紙20) により基本報酬の変更を届けなければならない。
 - (2) 就労継続支援B型
指定を受けた日から1年間は、平均月額額が5千円以上1万円未満の場合として基本報酬を算定するが、新規に指定を受けた日から6月間の実績に
に応じて、基本報酬を算定することができる。
この場合、7月日に体制等に関する届出書 (別紙20) により基本報酬の変更を届けなければならない。
(例) 就B 平成30年1月1日指定 6月 (平成30年1月～平成30年6月) 平均月額額実績 15,000円
 - 平成30年4月月末
届出期間: 平成30年4月～平成31年3月まで
報酬区分: 5千円以上～1万円未満 (経過措置)
 - もし6月間実績に応じて届出するから
届出期間: 平成30年7月～平成31年6月まで
届出期間: 平成30年7月～平成31年6月まで
報酬区分: 1万5千円以上～2万円未満

6. 年度途中で新規指定を受けた就労定着支援事業所の基本報酬の変更について

指定を受けた日から1年間は、一体的に運営する就労移行支援等における過去3年間の就業者の総数のうち前年度末において就労が継続している者の割合の割合
から基本報酬を算定するが、新規に指定を受けた日から1年間が経過した翌月からは、当該年度が終了するまで、新たに就労定着率を算出して報酬を算定する。

この場合、13月目に体制等に関する届出書 (別紙1) により基本報酬の変更を届けなければならない。

(例) 平成30年10月1日指定の場合、令和元年10月1日から新たに算出した就労定着率で報酬を算定。

算定方法

- (1) 令和元年9月末から計算した就労定着率を利用した総数を算出する
- (2) (1)の就労定着率を利用した総数のうち、令和元年9月末日において就労が継続している者の総数を算出する
- (3) (2) (1)により就労定着率を算出する

(変更届)

変更届出書提出確認票 (エクセル: 15KB)

変更届出書 (エクセル: 15KB)

(指定変更申請)

指定変更申請書提出確認票 (エクセル: 22KB)

※就労A、Bの定員割については変更届ではなく、当該申請が必要です。(定員割は通常の変更届出書と異なります。)

指定変更申請書 (ワード: 31KB)

(廃止・休止・再開届出等)

廃止・休止・再開届 (エクセル: 15KB)

指定登録届 (エクセル: 12KB)

(登録メールアドレス変更届)

登録メールアドレス変更届 (ワード: 18KB)

4 審査・指定

申請受付後は、休日を除く30日程度 (補正に要する期間は除く。) で審査を行います。

審査の結果、結果を通知する。特定障害福祉サービス事業所として指定します。

指定に際して、指定日や事業所番号が記載された指定通知書を送付します。指定の有効期間は、原則として6年間です (指定通知書に記載)。

なお、有効期間が終了するまでの間に、更新の手続きを行う必要があります。詳しくは障害福祉サービス事業所等の管理に関するお問い合わせください。

5 業務管理体制整備の届出

法人として初めて、障害福祉サービス事業者等の指定を受けた場合は、別途、業務管理体制整備の届出が必要です。詳しくは障害福祉サービス・障害児施設等の業務管理体制整備にかかると届出等についてをご覧ください。

6 障害福祉サービス事業等開始届等

障害者総合支援法第79条に基づき、障害福祉サービス事業を開始するにあたっては、指定申請とは別に、「障害福祉サービス事業等開始届」の届出を申請し(取
令市、中核市にあつては、それ以外の市長) に行なう必要があります。なお、届出を行なった内容に変更が生じた場合は、変更の日から1月以内に変更届の届出が必要
です。また、事業を廃止又は休止する場合は、1ヶ月前にあらかじめ廃止・休止届の届出が必要です。

1. 届出様式

障害福祉サービス事業等開始届 (様式第14号) (ワード: 16KB)

障害福祉サービス事業等変更届 (様式第15号) (ワード: 16KB)

障害福祉サービス事業等廃止 (休止) 届 (様式第16号) (ワード: 16KB)

2. 届出先

事業所所在地の県民局 (建設福祉事務所) (PDF: 50KB)

事業所所在地が神戸市、姫路市、西宮市、明石市、姫路市、西宮市、明石市、明石市である場合は各市

お問い合わせ

部署名: 健康福祉部障害福祉司ユニバーサル推進課

電話: 078-341-7711 (業務) のか3041、多機能2967

FAX: 078-362-9040

Eメール: universal@pref.hyogo.lg.jp

[兵庫県](#)[ホーム](#) > [暮らし・教育](#) > [健康・福祉](#) > 障害者就労支援

障害者就労支援

障害者就労支援について掲載しています。

[本庁の情報](#)[県民局・県民センターの情報](#)

本庁の情報

就労支援事業所で働く障害者の方への一般就労移行支援

健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課

「ひようご障害者ハート購入企業」認定制度について

健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課

(受付終了しました) 2019年度(平成31年度)「空き家等を活用した障害者の地域交流促進事業」の実施について

健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課

「第11回スウィーツ甲子園」の結果発表について

健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課

「第11回スウィーツ甲子園」の開催(終了)

健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課

工賃向上計画・平均工賃について

健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課

「高品質商品開発設備費補助事業」の実施について

健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課

「障害者アグリファーム支援事業」の実施について

健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課

障害者アグリファームモデル事業(農福連携技術指導研修)の参加事業所募集について

健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課

「農福連携推進セミナー」のご案内

健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課

「知的障害者と農作業のマッチング・ハンドブック」の作成について

健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課

「農福連携支援アドバイザー」の派遣について

健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課

「障害者工賃向上のための専門人材マッチング事業」の実施について

健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課

「障害者の在宅ワーク推進モデル事業」の実施について

健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課

県民局・県民センターの情報

令和2年度 防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業概要

兵庫県企画県民部防災企画局防災企画課

1 実施目的

阪神・淡路大震災から25年が経過した今なお、大規模災害の度に多くの高齢者・障害者が犠牲になっている。県では「ひょうご防災減災推進条例」等に基づき、地域における避難のための個別支援計画（以下「計画」という。）の作成を促してきたが、福祉的な配慮を要する認知症高齢者や重度障害者等の計画作成については、福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員等）による協力が欠かせない。

そのため、平成30年度から2年間、自主防災組織と福祉専門職が連携し、計画作成に取り組んできたモデル事業の成果を生かし、令和2年度は県・市町による一般施策として、全市町で事業を展開する。

2 モデル事業との変更点

	令和元年度（モデル事業）	令和2年度（一般事業）
実施主体	実行委員会 （県、人と防災未来センター、県社会福祉士会）	同左
実施市町	実施を希望する市町	全市町
補助額	市30万円、町20万円	7,000円/計画1件
対象経費	①計画作成・更新に係る報酬 ②会議等への出席に係る旅費 ③自主防災組織の訓練開催経費 ④福祉専門職の研修受講経費	①計画作成・更新に係る報酬（※1） 〔※介護保険報酬等への一元化を見据え、②～④は対象外（③については「ひょうご安全の日推進事業助成金」の活用が可能）〕
負担割合	県10/10	県1/2、市町1/2
作成対象者	任意	特に災害リスクが高い者を優先（※2）
作成目標	市5～10人、町3～5人程度	市50～60人、町20～25人程度
作成過程	①住民対象福祉理解研修 ②当事者力アセスメント（※3） ③地域力アセスメント ④ケース（調整）会議 ⑤避難訓練	同左（※4）

※1：整理上「報酬」としているが、居宅介護支援事業所等への委託料としての対応も可能

※2：要介護度3以上、身体1・2級、療育A判定、精神1級、人工呼吸器装着者等といった一定の目安はあるが、当事者の居住地の災害リスク、同居の有無、近隣住民との関係性等により、支援の必要性が異なるため、ケースに応じて各市町が判断すること

※3：実施にあたり「安心防災帳」の使用を希望する場合は、実行委員会事務局より無償提供

※4：各市町の判断により、一部過程の簡素化等も可能（ケース（調整）会議の省略は不可）

3 報酬の請求・支払い

- (1) 居宅介護支援事業所等から市町への請求 [7,000 円/件] 翌月 10 日締切
- (2) 市町から実行委員会への請求 [3,500 円/件] 同 20 日締切

4 福祉専門職に対する防災対応力向上研修

- (1) 居宅介護支援事業所等が報酬を受領するには、当該福祉専門職が、兵庫県が主催する標記研修（平成 30 年度以降に実施したもの）を受講し、兵庫県防災監名の修了証（紛失の場合は実行委員会事務局に相談）を取得していることが必要
- (2) 来年度も全 10 回の研修を実施（下半期にも 3 回程度配置予定）

5 作成様式（※1）と作業分担

	令和元年度（モデル事業）	令和2年度（一般事業）
福祉専門職	ケース（調整）会議の結果を踏まえ、平常時の支援で使用する「サービス等利用計画」「居宅サービス計画書」に別途項目を設け、災害時の配慮項目を記入	同左
自主防災組織	福祉専門職が作成した上記様式及び助言等に基づき、「個別支援計画（※2）」に必要事項を記入	同左
当事者	災害リスクや必要な支援をまとめた「災害時に私に必要な確認書」に同意署名（代理人署名可）	<u>「個別支援計画」の様式に同意署名欄がある場合は、左欄様式の作成は不要</u>

※1：各様式は県ホームページからのダウンロードを可能にする予定

※2：各市町様式での代替も可能（ただし福祉的な配慮等を記載する項目があること）

6 その他

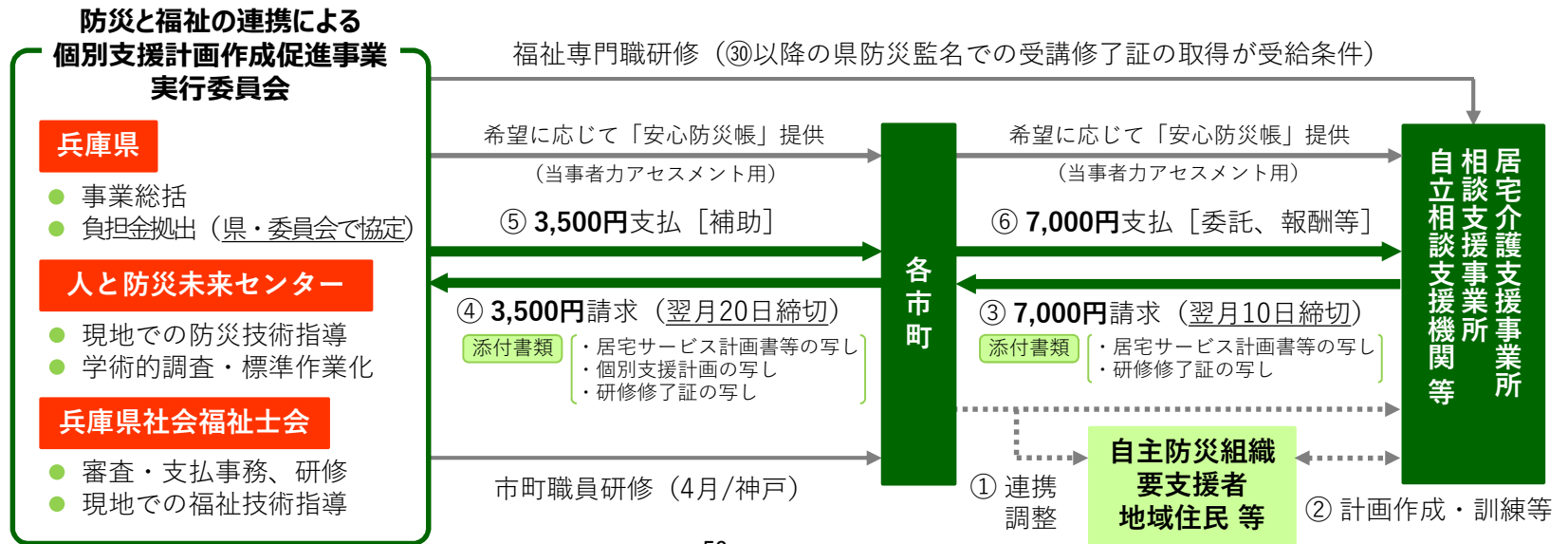
- (1) 実行委員会は県が総括し、人と防災未来センターが学術的見地からの助言、県社会福祉士会が審査事務・相談対応・現場支援等を行う。
- (2) 人と防災未来センターより、学術調査のためのアンケートへの協力等を依頼することがある。

内容

- 1** モデル事業から県・市町の一般施策化へ（全市町を対象に実施）
 - ✎ 全国制度化が実現するまでの経過措置と位置付け
- 2** 補助対象は、計画作成 1 件あたり7,000円（県1/2、市町1/2）
 - ✎ 計画更新の場合も7,000円/件（避難支援方法の見直し等、大幅な変更に限る）
 - ✎ モデル事業では認められた諸経費（旅費、訓練資機材購入費等）は対象外
- 3** 福祉専門職防災対応力向上研修を実施（県内10箇所、4月～順次：下期にも配置）
 - ✎ 修了者に兵庫県防災監名での受講証を発行（報酬受給の条件）
- 4** 災害リスクの高い地域に居住する要介護度の高い独居高齢者・重度障害者等を優先

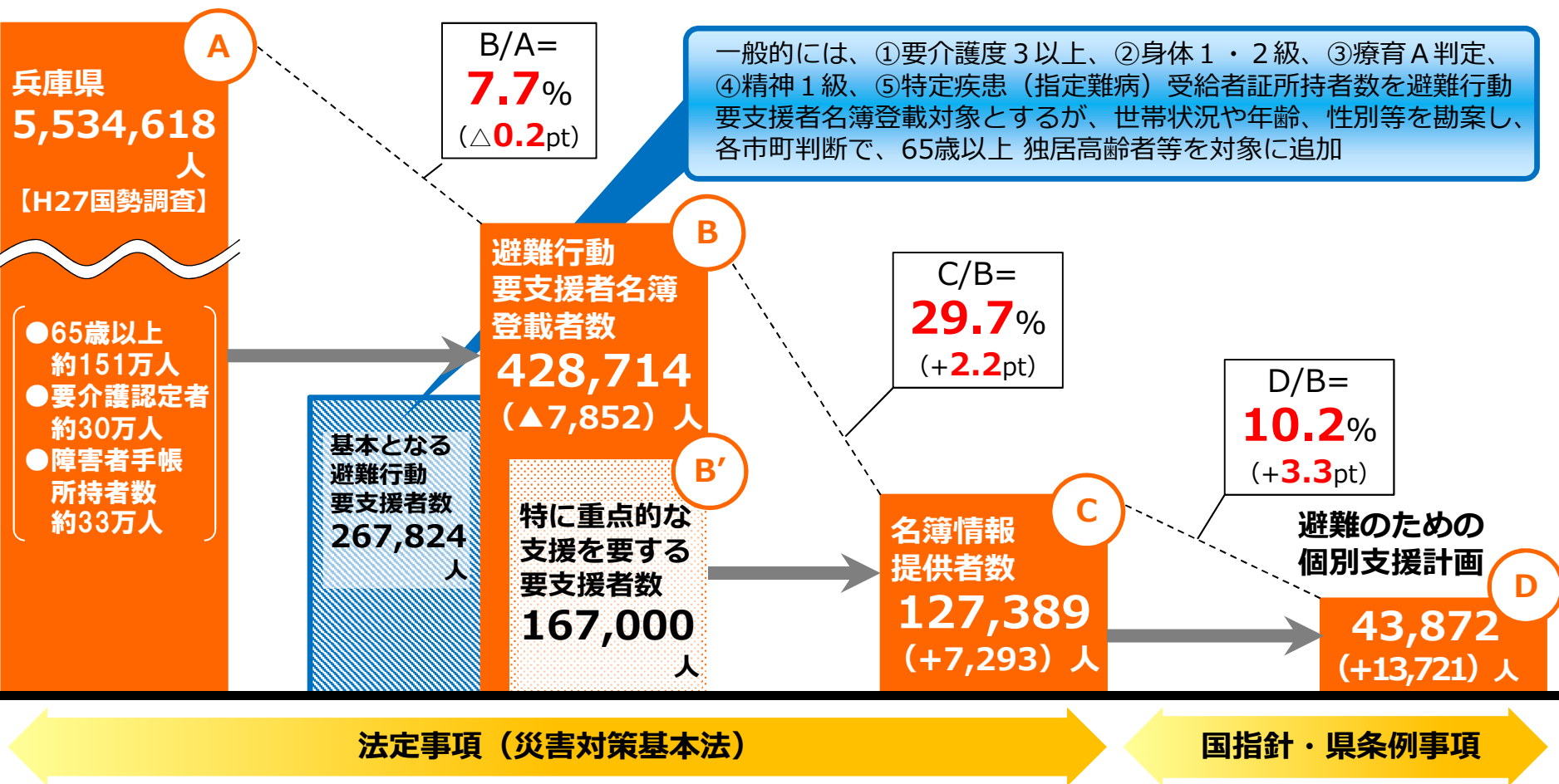
サービスを利用している全ての高齢者・障害者の避難のための個別支援計画を、この方式で作成するわけではない（家族や自主防災組織（自治会）のみで作成するケースもあり）

実施方式



01 本県の避難行動要支援者の状況

(令和元年6月1日現在、基本となる避難行動要支援者数は同3月末現在)

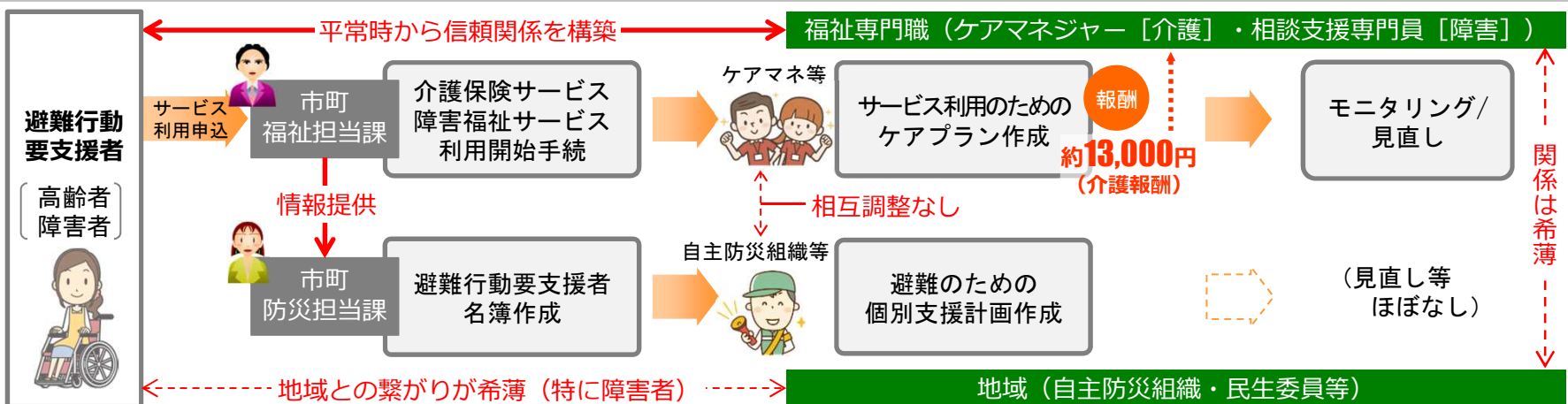


※1 特に重点的な支援を要する要支援者数については、基本となる避難行動要支援者数から社会福祉施設入所者数と病院入院者数（推計値）を除去したもの

※2 個別支援計画作成数には、在宅人工呼吸器装着者に対して作成される「災害対応マニュアル」の作成数を含む。

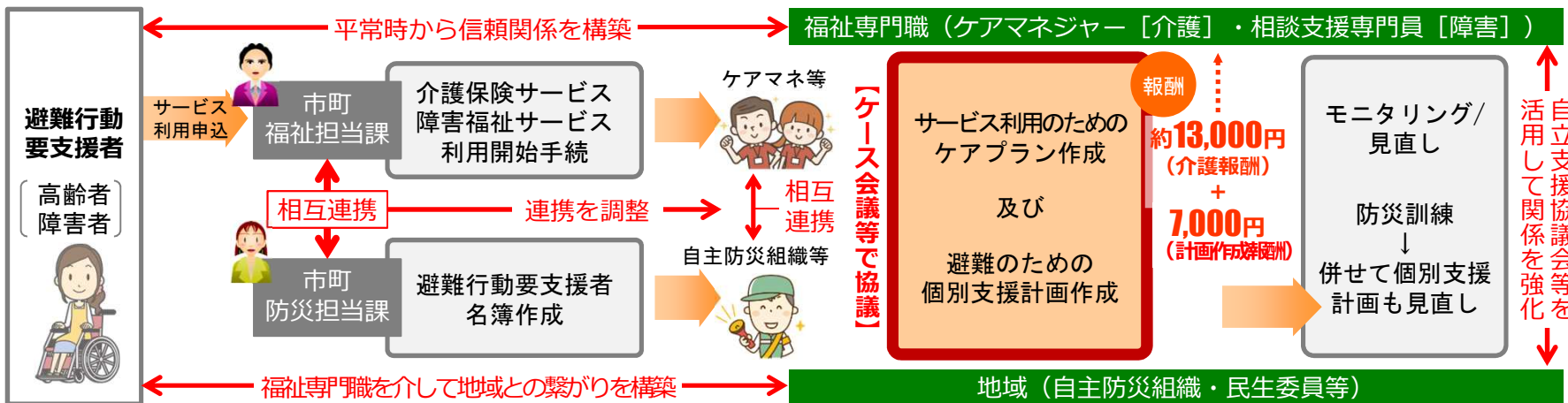
防災と福祉の連携促進の仕組み

これまでの仕組み



県条例上、個別支援計画の作成は自主防災組織等の役割と規定されているが、①**地域（自主防災組織等）に福祉に精通した者が乏しい**、②**要支援者（特に障害者）と地域の接点が希薄化している**ため、地域だけでは計画作成が難しい。

令和2年度以降の仕組み



福祉専門職による平常時のケアプラン等作成に合わせて、**自主防災組織等が福祉専門職の協力を得ながら個別支援計画を作成**することで、平常時・災害時を連続的にとらえた実効性の高い包括的な支援が可能になる。

I 事前準備

II アセスメント

III 個別支援計画作成

ステップ1

対象地区・
対象者選定・
連絡調整

行

- 対象となる自主防災組織を選定
- 当該自主防災組織内で、計画作成対象者となる高齢者・障害者を選定

ステップ2

福祉専門職
防災力
向上研修

福

- 福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）に対し、災害リスク等に関する講義や個別支援計画作成演習を実施（県主催で実施（県内10箇所））

ステップ3

福祉理解
研修
（住民勉強会）

防

行

- 対象となる自主防災組織及び住民に、**障害特性等を学ぶ福祉理解研修**を実施【各市町で実施】

ステップ4

当事者力
アセスメント
〔1回〕

福

行

- **本人の自助力（地域の災害リスクの理解・平常時の備え・いざという時の行動の自信等）**を確認
- 自助で満たせない支援ポイントを明確化

ステップ5

地域力
アセスメント
〔1回〕

防

福

行

- **地域の支援力（利用可能なインフォーマル資源・近隣関係、日中の若手住民数、避難支援資機材の準備状況等）**を調査
- 利用可能なフォーマル資源（病院、利用中の事業所等）を確認

ステップ6

調整会議
（ケース会議）
〔1回〕

防

福

行

- 対象者の支援関係者が集まり、個々の避難支援に関する方針等を協議
- 自主防災組織・ケアマネジャー等が中心となり、**個別支援計画を作成** ↓ 本人同意（文書）

ステップ7

計画の
検証・改善

防

福

行

- 対象者を含めた防災訓練を実施
- 訓練時で明らかになった課題を踏まえ**個別支援計画を検証・修正**

必要に応じてこれらの過程は簡略化等することが可能



市町職員対象研修
〔コーディネート能力の向上等〕



住民福祉理解研修
〔障害や認知症等の理解〕



福祉専門職対象
防災対応力向上研修



ケース（調整）会議
〔個別支援計画の作成〕



要支援者防災訓練
〔個別支援計画の検証〕

1 当事者力アセスメント [0.5～1.0時間]（福祉専門職、対象者、家族等）



- 必要に応じて専用キット*を用い、対象者の自助力を調査（居住地の災害リスクの理解、非常時持出品の備え、自力歩行能力、家族・近隣住民との人間関係等）
- 自助では足りない項目を明確にし、支援を必要とする項目を選定（より効率的な支援を行うため、自助では不足する部分を共助で補足）

※ 国立障害者リハビリテーションセンターが開発した「安心防災帳」（希望者には市町から支給）

2 地域力アセスメント [0.5時間]（自主防災組織、福祉専門職等）



- 自主防災組織としてどの程度の支援力を備えているかを調査（移送用の車椅子やリヤカー台数、備蓄食料や非常用電源の有無、コミュニティの人間関係等）
- 避難場所や避難経路の確認（車椅子移動での障壁、夜間移動時の電灯等）

3 ケース（調整）会議 [1.0～1.5時間]（福祉専門職、対象者、家族、自主防災組織、住民等）



- 当事者力アセスメント・地域力アセスメントの結果に基づき、対象者に必要な支援やその対応について、エコマップ*を作成しながら協議
- エコマップを基に、個別支援計画に落とし込み

※ 対象者を中心として、その周辺にある社会資源（家族、兄弟姉妹、友人、近隣住民、医師、関連機関等）との相関関係をネットワークとして表現した地図のこと

4 避難訓練 [1.0～1.5時間]（自主防災組織、対象者、家族、支援者、住民、福祉専門職等）



- ケース会議で作成した個別支援計画が実際に機能するかを検証*（必要な箇所は訓練終了後に修正）

※ 実例として、「避難所前の歩道は段差があって車椅子を下ろせない」「リヤカー移動の方が負担が軽い」「この人は坂道を前向きに下ろした方が恐怖感が薄れる」等の気付きがあり

令和2年度

防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業

実施要綱・要領案等関係資料集

- 1 防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業 計画作成報酬交付要綱（市町・居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等編）案
- 2 防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業 計画作成報酬交付要領（市町・居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等編）案

※いずれも「防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業実行委員会」による議決前であるため、現時点では案としています（内容変更の可能性あり）。

防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業 計画作成報酬交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、避難行動要支援者に対し、防災と福祉の連携による避難のための個別の支援計画（以下「計画」という。）の作成を促進することを目的として実施する「防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業」（以下「促進事業」という。）において、介護支援専門員又は相談支援専門員等（以下「福祉専門職」という。）に対する自主防災組織等による計画作成に係る協力のための報酬（以下「報酬」という。報酬は委託費等の形式を採ることもある。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給の対象）

第2条 報酬の支給の対象となる経費、額等は別記に定めるとおりとし、福祉専門職が所属する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「事業所」という。）に対し、当該避難行動要支援者が居住する市町（兵庫県内に限る。）（以下「市町」という。）が、予算の範囲内で支給する。

2 報酬の支給対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

（支給の申請）

第3条 事業所が報酬の支給を受けようとするときは、促進事業実行委員会委員長（以下「委員長」という。）が指定する期日までに、報酬支給申請書兼請求書（様式第1号）に別記に掲げる書類を添え、市町に提出しなければならない。

（支給の決定）

第4条 市町は、前条の申請に係る書類及び自主防災組織等から別途提出を受けた計画の審査に加え、必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る報酬を支給すべきものと認めた場合は、支給申請者が次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときを除き、報酬の支給を決定（以下「支給決定」という。）し、報酬支給決定兼支払通知書（様式第2号）により、申請者に通知し、報酬を支給するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者

（支給決定の取消）

第5条 市町は、事業所が次の各号に該当するときは、当該支給決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 偽りその他不正な手段により報酬の支給を受けたとき

(3) 暴力団等であるとき

2 市町は、前項の取消の決定を行った場合には、その旨を報酬支給決定取消通知書（様

式第3号)により、当該事業所に通知するものとする。

(報酬の返還)

第6条 市町は、前条第1項の取消を決定した場合は、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市町は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の納期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第7条 事業所は、前条第1項の規定により報酬の返還を命じられたときは、その命令に係る報酬の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該報酬の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市町に納付しなければならない。ただし、市町が特に認める場合は、この限りではない。

2 事業所は、前条第1項及び第2項の規定により報酬の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市町に納付しなければならない。

(暴力団等の排除)

第8条 市町は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 事業所が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること

2 事業所は、計画作成に係る協力を行うに当たっては、暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(申請書等の共有)

第9条 市町は、事業所から提出を受けた申請書等を委員長に提出し、共有を行う。

(調査及び指示)

第10条 市町は、この要綱に定めるもののほか、報酬の支給に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められた場合は、本事業に関する調査又は事業所に対する指示を行うことができる。

(補則)

第11条 この要綱の実施に関し、必要な事項は委員長又は市町が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記

関係条項	内 容
第2条	<p>(対象経費)</p> <p>1 計画の新規作成に係る協力のための報酬 別途定める実施要領に基づき、計画を新規に作成したことに對する報酬 計画1件につき7,000円</p> <p>2 1の方式で作成した計画の更新に係る協力のための報酬 別途定める実施要領に基づき、計画を更新・修正したことに對する報酬 計画1件につき7,000円</p>
第3条	<p>(添付書類)</p> <p>1 計画の新規作成に係る協力のための報酬</p> <p>(1) 福祉専門職が作成し、避難支援に係る記載を設けた居宅サービス計画書又はサービス等利用計画・障害児支援利用計画の写し</p> <p>(2) 作成を担当した福祉専門職に係る「兵庫県福祉専門職対象防災対応力向上研修」の修了証の写し</p> <p>2 1の方式で作成した計画の更新に係る協力のための報酬</p> <p>(1) 福祉専門職が更新し、避難支援に係る記載を設けた居宅サービス計画書又はサービス等利用計画・障害児支援利用計画の写し</p> <p>(2) 更新を担当した福祉専門職に係る「兵庫県福祉専門職対象防災対応力向上研修」の修了証の写し</p>
	<p>(指定の期日)</p> <p>計画を作成等した日の翌月10日(国民の祝日に関する法律に定める休日又は土曜日等にあたる日となる場合は、その前の平日となる日)</p>

様式第1号（第3条関係）

令和 年 月 日

〇〇〇市（町）担当課長 様

申請兼請求者

住 所 _____
 名 称 _____
 代表者名 _____ 印

報酬支給申請書兼請求書

防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業 計画作成報酬交付要綱第3条に基づき、以下のとおり請求します。

	避難行動要支援者名 (区分)	現住所	請求区分 (請求額)	担当福祉専門職名 (修了証書番号)
例	兵庫 太郎 高齡・障害・他	神戸市中央区下山手通 5-10-1	新規・更新 7,000円	神戸 花子 第2019-123号
1	高齡・障害・他		新規・更新	
2	高齡・障害・他		新規・更新	
3	高齡・障害・他		新規・更新	
4	高齡・障害・他		新規・更新	
5	高齡・障害・他		新規・更新	
合 計 額				

受取口座	金融機関名	支店名	口座区分	普通・当座
	口座番号	口座名義 (フリガナ)		

※要綱に記載の添付書類を併せて提出すること

様式第2号（第4条関係）

〇〇〇〇第〇〇〇〇〇号
令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 様

〇〇〇市〇〇〇〇〇課長 印

報酬支給決定兼支払通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった報酬について、防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業 計画作成報酬交付要綱第4条に基づき、以下のとおり支払いを行います。

	避難行動要支援者名 (区分)	現住所	請求区分 (請求額)	担当福祉専門職名 (修了証書番号)
1	高齡・障害・他		新規・更新	
2	高齡・障害・他		新規・更新	
3	高齡・障害・他		新規・更新	
4	高齡・障害・他		新規・更新	
5	高齡・障害・他		新規・更新	
合 計 額				

様式第3号（第5条関係）

〇〇〇〇第〇〇〇〇〇号
令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 様

〇〇〇市〇〇〇〇〇課長 印

報酬支給決定取消通知書

令和 年 月 日付け 第 号で支給決定を行った報酬について、防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業 計画作成報酬交付要綱第5条に基づき、以下について支給決定の取消を行いました。つきましては、令和 年 月 日までに、支払済みの報酬について指定の口座まで返金をお願いします。

	避難行動要支援者名 (区分)	現住所	請求区分 (決定額)	担当福祉専門職名 (修了証書番号)
1	高齢・障害・他		新規・更新	
2	高齢・障害・他		新規・更新	
3	高齢・障害・他		新規・更新	
4	高齢・障害・他		新規・更新	
5	高齢・障害・他		新規・更新	
要返還合計額				

取消理由	
------	--

返還口座	金融機関名		支店名		口座区分	普通・当座
	口座番号		口座名義 (フリガナ)			

防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業 計画作成報酬交付要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、「防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業 計画作成報酬交付要綱（市町・居宅介護支援事業所又は相談支援事業所編）」（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

（支給の要件）

第2条 報酬の支給にあたっては、以下に示す要件に従い、自主防災組織等による避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難のための個別支援計画（以下「計画」という。）の作成に係る協力を行った場合に限る。

- (1) 当該要支援者を担当する介護支援専門員又は相談支援専門員等（以下「福祉専門職」という。）で、兵庫県が平成30年度より実施している「兵庫県福祉専門職対象防災対応力向上研修」を受講し、修了証を得ている者が主体的に参画すること。
- (2) 要支援者が居住する市町（兵庫県内に限る。）（以下「市町」という。）より依頼を受け、要支援者、家族、自治会、自主防災組織、地域住民、支援者等（以下「避難支援関係者」という。）とともに計画作成を行うこと。
- (3) 以下の標準的手順及び別記に従い、計画の作成等を行うこと。

① 計画の新規作成

- a) 要支援者の心身状況や生活環境等を踏まえ、福祉専門職が事前に要支援者の自助の程度（防災意識、平常時の備え、地域の災害リスクの理解等）に関するアセスメント（以下「当事者力アセスメント」という。）を実施すること。なお、当事者力アセスメントの実施にあたり、専用キットの使用を希望する場合は、市町から必要部数を支給する。
- b) 自主防災組織等の支援力（避難支援資機材の準備状況や避難支援が可能な近隣住民数の把握等）に関するアセスメント（以下「地域力アセスメント」という。）を実施すること。なお、地域力アセスメントの実施主体は福祉専門職であることを問わない。
- c) a)及びb)のアセスメント結果等に基づき、福祉専門職が避難支援関係者とともに移動支援時の留意事項や避難経路等について検討するケース会議（調整会議）を行い、エコマップ等を活用して計画の原案（居宅サービス計画書又はサービス等利用計画・障害児支援利用計画等を活用）を作成し、避難支援関係者で共有すること。
- d) c)で作成した原案に基づき、自主防災組織等が計画を完成させること。
- e) なお、必要に応じてa)～c)をまとめて実施することができる。

② ①の方式で作成した計画の更新

- a) 心身状況や生活環境等の変化により計画の更新を行う場合は、①の標準的手順に基づき実施すること。ただし、要支援者の状況に応じ、b)及びc)の手続きは省略することができる。
- b) なお、更新として認められるものは、避難支援に係る配慮事項や方法等の内容の変更を行った場合に限り、避難支援者の割り当てや要支援者の属性に係る軽微

な変更等は対象外とする。

③ 計画の実効性を検証するための避難訓練

新規に作成又は更新した計画の実効性を検証するため、自主防災組織等が主催する避難訓練に、必要に応じて福祉専門職が参加し、避難支援関係者に対して専門的知見に基づく助言を行うこと。

(申請書等の提出窓口)

第3条 申請書等の提出窓口は市町が定める。

(報酬の振込口座)

第4条 報酬の振込先は、事業所が指定する口座とする。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長又は市町が定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別記

関係条項	内 容		
第2条(3)	(標準的手順)		
	1 計画の新規作成に係る補足事項		
		標準作業時間	標準招集者
	a) 当事者力アセスメント	0.5～1.0時間	市町、要支援者、家族、福祉専門職等
b) 地域力アセスメント	0.5時間	市町、自治会、自主防災組織等	
c) ケース会議(調整会議)	1.0～1.5時間	市町、要支援者、家族、福祉専門職、自治会、自主防災組織、地域住民、支援者等	



福祉関係者の皆様へ
兵庫県から大切なお知らせです。



兵庫2030年の展望 リーディングプロジェクト対象事業

防災と福祉の連携による 個別支援計画作成促進事業

～ ケアマネジャー・相談支援専門員等の力で、利用者の方々のいざという時に備えましょう ～



阪神・淡路大震災では、県内死者の約半数が65歳以上の高齢者でした。また、東日本大震災では、地域によって差はあるものの、宮城県では障害者の死亡率が全体の約2倍以上であったと言われています。大規模災害の度に、多くの高齢者や障害者（避難行動要支援者）が犠牲になる事態が続いています。

避難行動要支援者の避難対策には、あらかじめ避難のための個別支援計画を地域で作成しておくことが重要です。兵庫県では平成30年度から2年間にわたり、平常時のケアプラン等の作成に合わせ、要支援者の心身状況や生活環境等を熟知した福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）が地域とともに個別支援計画を作成するモデル事業に取り組んできました。

これらの成果を生かし、令和2年度より県・市町の新規一般施策としてこの取組をより一層拡大し、平常時・災害時の支援を一体的に考える仕組みを作ることで、包括的な支援体制が整った地域共生社会の構築をめざします。

お問い合わせ先

兵庫県企画県民部防災企画局防災企画課（防災企画班）

TEL : 078-362-9870 FAX : 078-362-9914 E-mail : bousaikakuka@pref.hyogo.lg.jp

住所 : 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 (兵庫県災害対策センター)

ウェブサイト : <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk37/saigaijiyouengosha.html>

兵庫県防災と福祉の連携

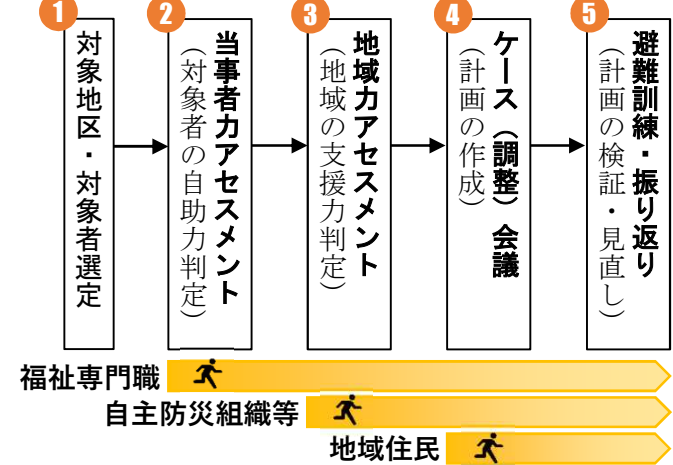
検索

防災と福祉の連携による個別支援計画作成のための標準業務フロー

POINT 1

【標準作業時間は目安】

0.5-1.0 (時間) 0.5 (時間) 1.0-1.5 (時間) 1.0-1.5 (時間)



- 浸水想定区域に居住する要介護度の高い独居高齢者や重度障害者等、リスクの高い方を中心に各市町が対象者を選定し、関係者間の調整を行います。[左図①]
 - 福祉専門職を中心に、専用キット※等を活用して対象者の自助力（居住地の災害リスクの理解、災害対応能力、平常時の備え等）のアセスメントを行います。[左図②]
 - 地域の支援力（資機材の準備状況、近隣の若年人口数等）のアセスメントを行います（このアセスメントの実施主体は福祉専門職でなくても構いません）。[左図③]
 - 福祉専門職を中心に、関係者とともにエコマップを作成しながら避難方法や移動支援時の配慮等について検討し、地域で計画を作成します。[左図④]
 - 作成した計画を避難訓練で検証し、必要な見直し等を行います（福祉専門職は必要に応じて助言）。[左図⑤]
- ※ 国立障害者リハビリテーションセンター作成による「安心防災帳」

POINT 2

居宅介護支援事業所・相談支援事業所等への計画作成報酬

【補助メニュー】

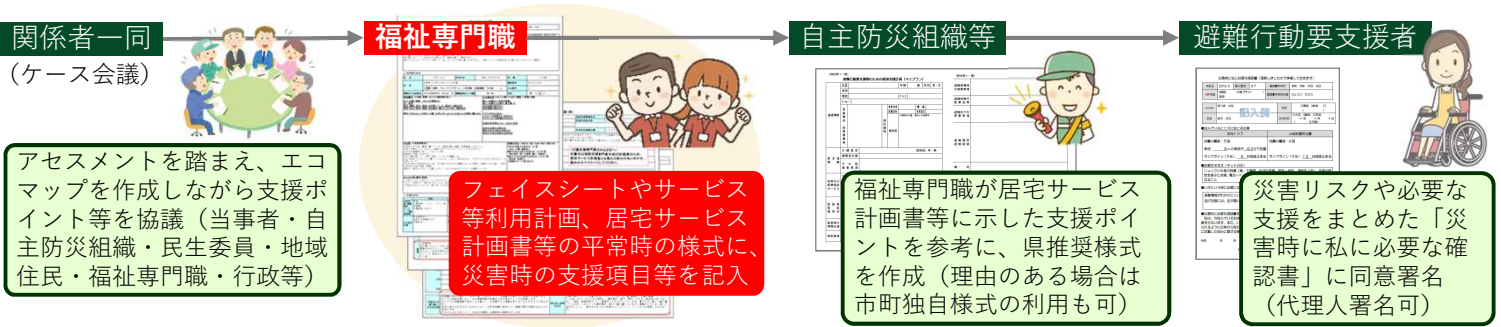
計画作成	7,000 円/件
計画更新	7,000 円/件

- 標準業務フローに従い、専用研修を受講した福祉専門職※1が計画作成を支援した場合に、計画1件あたり7,000円の報酬（委託費）を支払います。
 - 作成した計画を福祉専門職が更新した場合（避難支援方法や配慮事項の変更等※2）に、計画1件あたり7,000円の報酬（委託費）を支払います。
- ※1 兵庫県が平成30年度以降に開催した「防災対応力向上研修」の修了証を所持していることが必要
 ※2 更新は避難支援方法の大幅な変更等を伴うものに限る（軽微な変更は対象外）

POINT 3

福祉専門職（介護支援専門員・相談支援専門員）が作成する標準様式

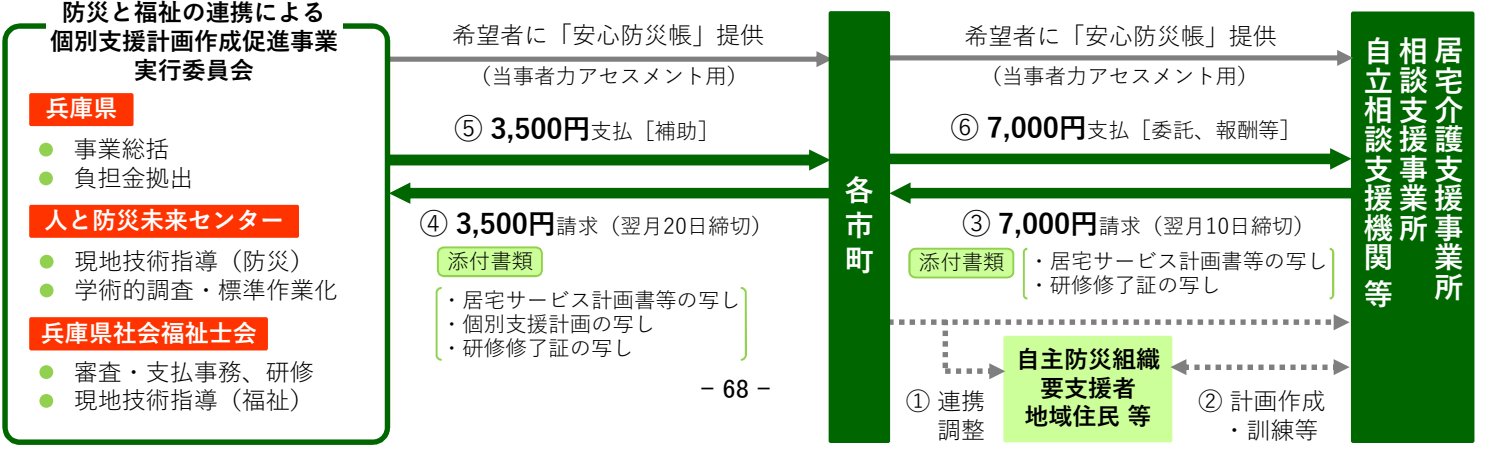
■ 福祉専門職はケース会議の結果を踏まえ、普段の支援で使用する居宅サービス計画書等に災害時の支援ポイントをまとめます（自主防災組織等が個別支援計画をまとめる際には助言等を行うようにしてください）。



POINT 4

報酬の申請・支払等の実施スキーム

■ 本事業は兵庫県・人と防災未来センター・兵庫県社会福祉士会で構成する実行委員会が実施主体となります。



福祉サービス第三者評価事業について

1 福祉サービス第三者評価制度の背景

- 社会福祉基礎構造改革により、福祉サービスの多くが、行政による措置から利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する利用制度に移行し、利用者本位のサービスが求められるようになりました。
- 利用制度では、利用者に対し、ニーズに適した福祉サービスを自ら選択するための情報提供が必要であるとともに、事業者は、自ら福祉サービスの現状の水準や課題を把握し、改善に向けた取組が必要です。
- このような利用者の選択と、事業者のサービスの質の向上への取組を推進するための仕組みとして、事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する制度が必要とされています。

2 福祉サービス第三者評価事業の目的

(1) 福祉サービス第三者評価事業の位置づけ

- 社会福祉法に、社会福祉事業の経営者は、常に福祉サービス利用者の立場に立って良質かつ適切なサービスを提供するよう努めなければならないことが規定されています。
- 社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、福祉サービスの質の向上のための措置の一環であり、福祉サービス第三者評価事業はそれを支援するための事業です。

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

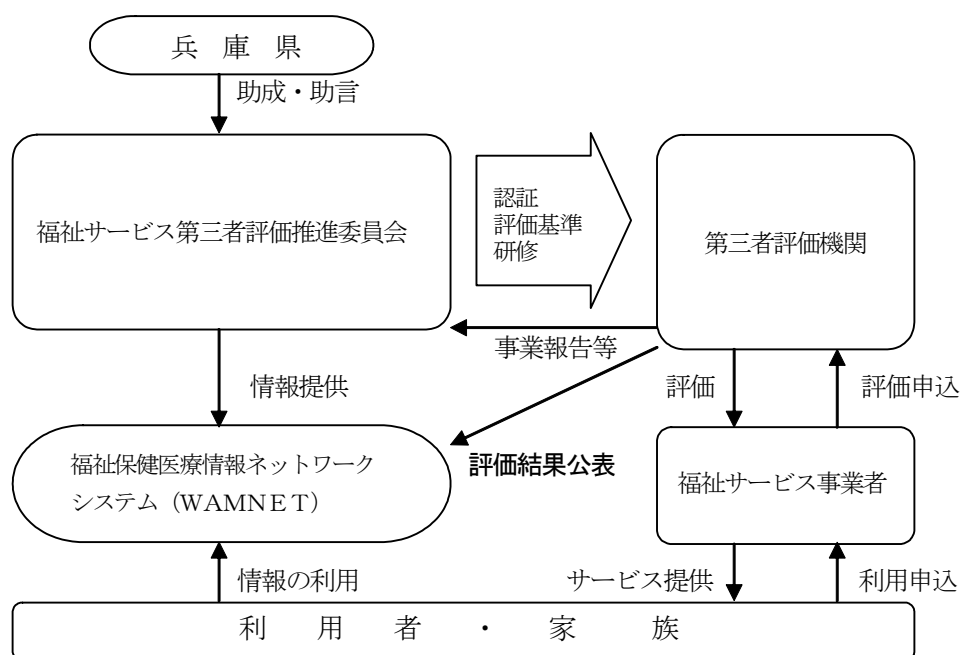
第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 福祉サービス第三者評価事業の目的

- 福祉サービス事業者が、事業運営における個々の問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつける契機とします。
- 客観的かつ公正に評価された情報を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に寄与します。

3 福祉サービス第三者評価事業の仕組み



※ 評価結果は、評価機関がWAMNETを利用し、インターネット上で公表している。

【福祉サービス第三者評価事業Q & A】

Q1 「第三者評価」とは何ですか？

A 福祉サービスの「第三者評価」は、「社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価」であるとされています。

第三者評価事業のポイントは、当事者（事業者および利用者）以外の第三者による評価であること、専門的かつ客観的な立場からの評価であること、と整理できます。

Q2 なぜ「第三者評価」が必要とされているのですか？

A 社会福祉基礎構造改革の進展によって、福祉サービスは従来の措置から契約による利用制度へと移行していくこととなります。このような状況では、利用者は自らにふさわしい、より質の高い福祉サービスを求め、事業者は、質の高いサービスを提供しなければ、利用者から選択されることが困難となります。

そのため、第三者評価事業は個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握してサービスの質の向上に結びつけることとともに、評価結果等が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的として実施されます。

第三者評価は、「良いところ」「努力すべきところ」を指摘するものであって、事業所の優劣をつけるもの、あるいは、A・B・C ランクなどの格付けを行うものではありません。

■ 事業者によるサービスの質の向上に向けた取組

- ・ 提供するサービスが利用者に説明でき、選択されるために、サービスの現状の水準や課題を把握し、課題を明確にした上での改善に向けた継続的な取組を促進する。
- ・ 評価結果を職員が共有することによって、改善に向けた組織的な取組を確保する。

Q3 第三者評価に取り組むメリットは何ですか？

A 第三者評価に取り組むことで、以下のようなメリットが期待できます。

- ・ 利用者へサービスの質の向上に積極的に取り組んでいることをアピールすることができます。
- ・ 第三者評価のプロセス（自己評価、訪問調査など）を通して、職員が日々の業務への課題を発見することができ、組織全体の質の向上につながります。
- ・ 経営者にとって、自らの事業が提供するサービスの内容について客観的・専門的な評価を受けることで、現状を把握し、改善のための課題を明らかにすることができます。

Q4 第三者評価では、何を評価するのですか？

A 福祉サービスの第三者評価事業では、主に、福祉サービス提供体制の整備状況と取組について評価基準を用いて、専門的・客観的な立場からの評価が行われます。

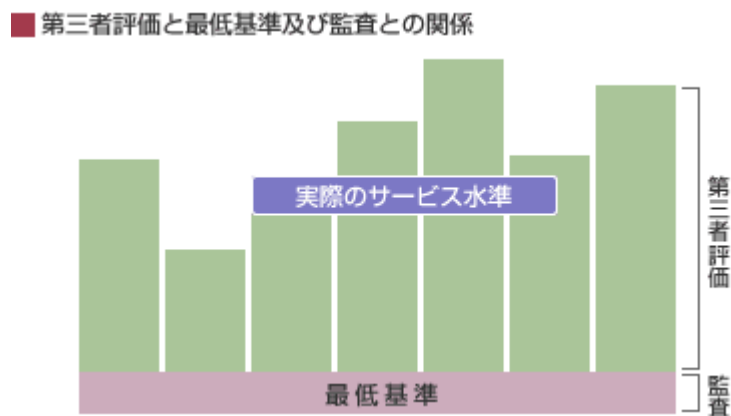
福祉サービス提供体制の整備状況と取組

- ・ 自法人・福祉施設等の経営理念に基づき提供される福祉サービス内容の決定
- ・ サービスの提供体制
- ・ 福祉サービスの質の向上に向けての全組織的な取り組み

第三者評価では事業所で提供されている「福祉サービスの質の向上」を目的として評価が行われますので、例えば、その法人や施設の経営（財務）状況についての評価は行われません。第三者評価は、福祉サービスの質の向上を促すためのシステムのひとつであり、他の苦情解決制度等、福祉サービスの質を高める他の仕組みと組み合わせられることによって、一層の福祉サービスの質の向上が図られることとなります。

Q5 「第三者評価」と行政監査はどのようにちがうのですか？

A 行政監査は、法令が求める最低基準を満たしているか、否かについて定期的に所轄の行政庁が確認するものであり、社会福祉事業を行うためには、最低限満たしていなければならない水準を示しているものです。一方、第三者評価は、現状の福祉サービスをよりよいものへと誘導する、すなわち福祉サービスの質の向上を意図しているという点で行政監査とは根本的にその性格を異にしています。



Q6 福祉サービス第三者評価は必ず受けなければならないのですか？

A 社会福祉法第 78 条は、社会福祉事業の経営者は、自己評価の実施等によって自らの提供する福祉サービスの質の向上に努めなければならない、と自己評価について努力義務を規定していますが、福祉サービス第三者評価を受けることは法律上の義務ではありません。

しかし、福祉サービスの質を向上させていくとともに、利用者や住民の信頼を得ていくために、第三者評価は、有効かつ必要です。社会福祉法第 78 条第 2 項では、国は、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講じるよう規定しており、福祉サービスの第三者評価事業はこの規定に基づき国が基盤づくりを進めているものです。

【福祉サービス第三者評価事業関係ホームページ】

[全国社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業]

<http://shakyo-hyouka.net/>

[兵庫県 福祉サービス第三者評価について]

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf30/hw16_000000026.html

[WAM NET 福祉サービス第三者評価情報]

<https://www.wam.go.jp/wamappl/hyoka/003hyoka/hyokanri2.nsf/aHyokaTop?OpenAgent>

兵庫県福祉サービス第三者評価機関一覧

令和2年1月15日現在

評価機関名	所在地	電話番号
株式会社 第三者評価	大阪府大阪市東淀川区東中島1-17-5 スタジオ新大阪503号	06-6195-6313
特定非営利活動法人 こども応援隊	伊丹市昆陽池1-36(ウエルネス内)	072-768-9775 (ウエルネス内)
特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ	大阪市中央区常盤町2丁目1番8号 FGビル大阪4階	06-6438-5687
特定非営利活動法人 CSウオッチ	明石市朝霧山手町3番3号	079-490-3871
一般財団法人 大阪保育運動センター	大阪市中央区谷町7丁目2番2-202号	06-6763-4381
一般社団法人 ライフ・デザイン研究所	神戸市長田区菘乃町2丁目2番14-703号	078-643-2448
株式会社 H. R. コーポレーション	西宮市甲陽園本庄町6-25-224	0798-70-0651
特定非営利活動法人 福祉市民ネット・川西	川西市中央町8-8 アメニティ川西ビル104	072-758-8412
特定非営利活動法人 日本福祉文化研究センター	大阪市都島区友渕町1丁目3番36-401号	06-6922-9365
一般社団法人 阪神福祉NET	尼崎市武庫の里1-1-7	072-744-1117
特定非営利活動法人 はりま総合福祉評価センター	姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館内	079-287-3000
一般社団法人 ぱ・まる	堺市堺区三宝町2丁131番地2	072-227-4567
あけぼの監査法人	大阪市北区東天満2丁目8番1号 若杉センタービル8階	06-6948-6740

社援発0329第18号
障発0329第28号
平成30年3月29日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について

福祉サービス第三者評価事業については、今般、「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について」（平成30年3月26日付け子発0326第10号、社援発0326第7号、老発0326第7号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）（以下「第三者評価指針改正通知」という。）により、「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」（平成26年4月1日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）が一部改正されたところである。

高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施については、「規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）」により、介護分野における利用者の選択に資する情報の提供という観点から改善すべき事項が指摘されたことを受けて、本事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」に検討を要請し、その結果を踏まえて、別添通知を発出することとなったところであるが、これを受け、障害福祉サービス等においても同様の対応を図るために、本通知を発出することとなった。

本通知の内容については、平成30年4月1日から適用することとなるが、各都道府県においては、第三者評価指針改正通知のほか、下記に留意の上、適切な実施に配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 第三者評価受審促進に向けた受審率の数値目標の設定及び公表について

(1) 第三者評価指針改正通知の内容

今般の第三者評価指針改正通知では、福祉サービス第三者評価事業が福祉サービスの質の向上のための措置を援助するためのものであると同時に、評価結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報を生み出す側面もあることから、

- ・ 同通知中の指針において、経営者の責務及び事業の位置付けとして、質の向上とサービス選択の両者を踏まえた積極的な受審が必要である趣旨を明記するとともに、
- ・ 本事業の普及・啓発を更に進める観点から、同通知に添付される都道府県推進組織のガイドラインに、共通事項として、数値目標の設定及び公表並びに本事業の実施状況の評価（以下「数値目標の設定等」という。）に関する努力義務の規定を設けることとした。

(2) 障害福祉サービス等の対応

①数値目標の設定等

障害福祉サービス等については、高齢者福祉サービスの取扱いを踏まえ、以下の点に留意すること。

- ・ 障害福祉サービス等全体の数値目標に加えて、次表の全てのサービス区分ごとの数値目標を設定すること。ただし、当面は、現在のサービス区分ごとの事業の実施状況や評価機関の確保等を勘案して、全てのサービス区分ではなく、一部のサービス区分で数値目標を設定することとしても差し支えないこと。

(サービス区分)

1 居宅介護	11 就労継続支援
2 重度訪問介護	12 就労定着支援
3 同行援護	13 自立生活援助
4 行動援護	14 共同生活援助
5 療養介護	15 障害者支援施設
6 生活介護	16 児童発達支援
7 短期入所	17 放課後等デイサービス
8 重度障害者等包括支援	18 居宅訪問型児童発達支援
9 自立訓練	19 保育所等訪問支援
10 就労移行支援	20 障害児入所施設

- ・ 数値目標の設定に当たっては、受審促進に向けて、どのような取組を実施するか、評価するための評価機関をどのように確保するかなど、数値目標を達成するための方策をあわせて検討することが重要であること。
- ・ 数値目標は、評価機関数など様々な制約がある中で、中長期的な視点に立ち、まずは、直近の3年間の受審計画を毎年度見込むものであること。
- ・ 数値目標の水準は、単にこれまでの実績や評価機関からの調査結果だけをもって設定するのではなく、「3 福祉サービス第三者評価事業に関連した障害福祉サービス等の運営に関する基準等の見直し」の影響を加味したものとすること。

②数値目標を達成するための方策

数値目標を達成する方策については、制度理解を重視した普及・啓発の取組だけでなく、より効果的な普及・啓発方法や受審することによるメリットを感じてもらえるような取組が望まれる。

例えば、障害福祉サービス等の実践の振りかえり（自己評価）を通じた障害福祉サービス等の評価の体験学習の場を開催、法人指導監査時に監査周期の延長も教示した上で本事業の受審を推奨、その他都道府県の実情に応じて、以下のような取組を推進することが考えられる。

<取組例>

- ア 福祉サービス第三者評価を受審した事業所については、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしている事業所として位置付け、受審していない事業所と差別化して、相談支援専門員への情報提供やHPでの公表を行う。
- イ アと同様の理由から、受審していない事業所と差別化し、福祉人材センター、県内の福祉系大学・専門学校など障害福祉人材の求人に関わる関係機関に情報提供する。
- ウ 施設整備費の補助において、福祉サービス第三者評価事業の受審を重視する。

2 福祉サービス第三者評価を受審する事業所の負担軽減

今般、第三者評価指針改正通知では、障害福祉サービス事業所等の負担を軽減することによって自発的な受審を後押しする観点から、共通事項として、都道府県推進組織のガイドラインに「福祉サービス第三者評価を受審する事業所から提出を求める書類等について、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること」の規定を設けた。

また、障害福祉サービス等については、以下のとおり、障害福祉サービス事業者等が福祉サービス第三者評価を受審することにより、関係する制度で課される義務等を軽減することが可能とされていることから、この義務等の軽減の着実な実施及び周知もあわせて行われたい。

関係する制度	制度で課される義務等の軽減内容
社会福祉法人の監査	所轄庁の判断により、3年に1回監査を実施すべきところ、一定の要件を満たす場合、4年に1回に監査の周期の延長が可能とされている。

3 福祉サービス第三者評価事業に関連した障害福祉サービス等の運営に関する基準等の見直し

福祉サービス第三者評価事業については、結果として、利用者の適切なサービス選択に資する情報を提供することが期待されているものの、一般国民の認知度が必ずしも高い状況にはないため、利用者が自らその制度を知り、情報を参照することが困難な状況にある。

一方、障害福祉サービス事業所等は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を説明する義務があり、一般国民の認知度が必ずしも高くない現状を踏まえると、自ら、任意の福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしているのかを説明する必要がある。

このため、今般、次表の障害福祉サービス等の運営に関する基準等の解釈通知の一部を改正することにより、次表の障害福祉サービス等に係る事業所は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、「福祉サービス第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」、「評価結果の開示状況」をサービスの選択に資すると認められる重要事項として説明するものとしたので、関係機関への周知をお願いしたい。

表 (障害福祉サービス等の運営に関する基準等の解釈通知の改正の対象である
障害福祉サービス等)

1 居宅介護 ※1	11 就労継続支援 ※1
2 重度訪問介護 ※1	12 就労定着支援 ※1
3 同行援護 ※1	13 自立生活援助 ※1
4 行動援護 ※1	14 共同生活援助 ※1
5 療養介護 ※1	15 障害者支援施設 ※2
6 生活介護 ※1	16 児童発達支援 ※3
7 短期入所 ※1	17 放課後等デイサービス ※3
8 重度障害者等包括支援 ※1	18 居宅訪問型児童発達支援 ※3
9 自立訓練 ※1	19 保育所等訪問支援 ※3
10 就労移行支援 ※1	20 障害児入所施設 ※4

- ※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- ※2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- ※3 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- ※4 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第13号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

利用者の **安心** **信頼**
職員の **意欲向上** **意識改革** を導く

福 祉 サ ー ビ ス

第 三 者 評 価

活用のご案内

福祉サービス第三者評価とは、専門的・客観的な立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

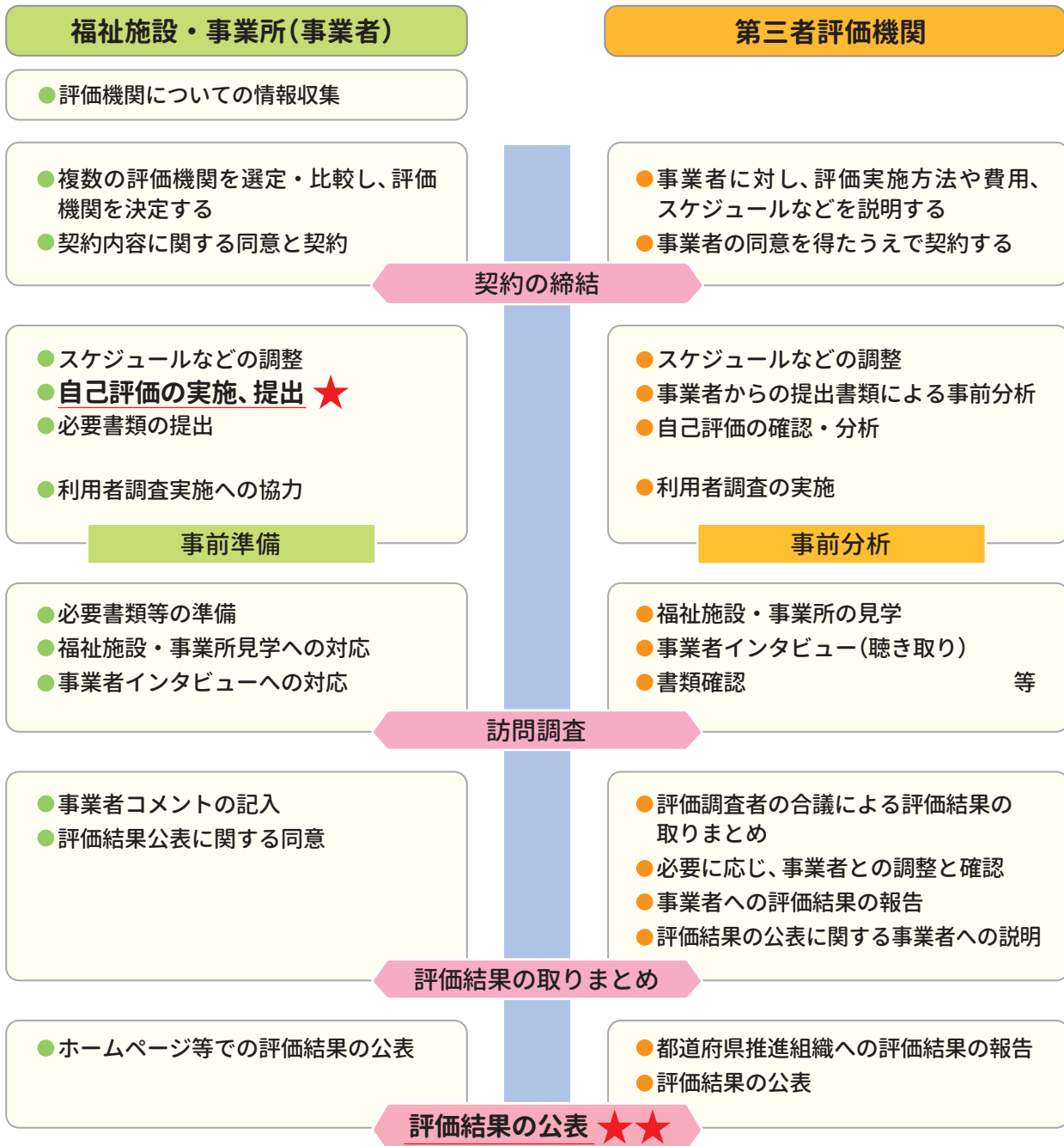
第三者評価の受審により

- 福祉サービスの質にかかわる取り組みや成果(よいところ)などが明らかになります。
- 福祉サービスの具体的な改善点を把握し、質の向上に結びつけることができます。
- 利用者の適切な福祉サービスの選択に資する情報になります。
- 利用者や家族、地域への説明責任を果たし、信頼を高めることにつながります。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

第三者評価の流れ

～受審申込みから結果公表までの標準的な流れ～



都道府県推進組織ホームページあるいはWAM NET*において評価結果を公開 *P.7のQ1を参照

※上記は、標準的なフローを示したものであり、受審にあたっては、都道府県推進組織や評価機関に確認してください。



福祉施設・事業所による評価結果の有効活用

■ 福祉サービス第三者評価とは

福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

- 福祉サービスの質の向上を図ることを目的としています。
- 評価結果を公表することで、福祉サービスの利用を希望される方や、家族が福祉サービスを選択するための情報源の一つとなります。

★ 自己評価に取り組む意義

- 組織運営やサービスの質を見直すことによって新たな気づきが得られます。
- 福祉施設・事業所全体でサービスの質の向上に取り組むきっかけが得られます。

自己評価は、職員個人の取り組みを基礎としながら、チームや福祉施設・事業所全体での議論を経て、課題等が共有されることが重要です。

第三者評価の目的は、福祉施設・事業所の福祉サービスの質を向上させることですが、第三者評価で更なる質の向上の取り組み・改善策等を見出し、実際の取り組みにつなげていくことが重要です。

共有された課題、さらに第三者評価で得られた課題に、組織的に取り組む基礎となるものが自己評価だといえます。

★★ 評価結果を公表する意義

- 福祉施設・事業所が行う福祉サービスの質の向上のための取り組みが明らかになります。

評価結果を広く社会に発信することで、事業運営の透明性が図られ、福祉施設・事業所の理念・基本方針やサービスや支援の内容、特徴をアピールすることができます。

福祉施設・事業所が第三者評価の受審を通して、福祉サービスの質の向上・改善に取り組んでいることを、利用者や家族、地域住民等に発信し、理解を広げることが重要です。

その際には、ホームページや機関誌へ掲載するとともに、報告会等を開催することで、取り組みへの理解が一層深まります。

さらに、福祉施設・事業所で仕事をしたいという人にとって、有意義な情報となります。

評価基準と評価結果

～福祉サービス第三者評価事業に関する指針～

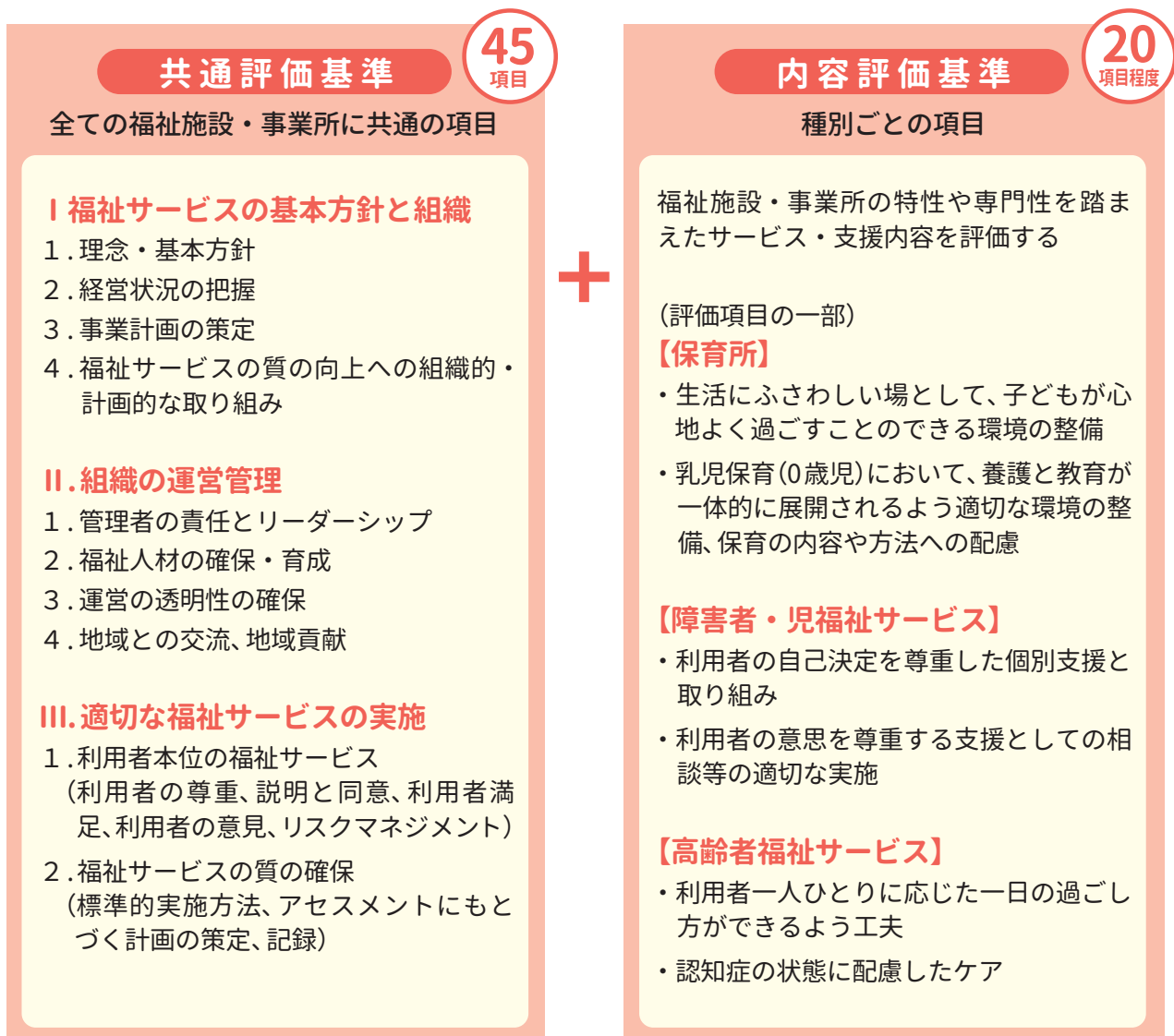


福祉サービス第三者評価は、国が示した『福祉サービス第三者評価事業に関する指針』をもとに都道府県が実施する事業です。

国は、平成26年4月1日に、『福祉サービス第三者評価事業に関する指針について』の全部改正についてを通知し、①共通評価基準ガイドライン及び判断基準ガイドライン、②公表ガイドライン等を改定しました。

■ 第三者評価は、評価基準をもとに 福祉施設・事業所のサービスの状況や内容を評価します。

国が示している『福祉サービス第三者評価基準ガイドライン』は、「共通評価基準(45項目)」と「内容評価基準(20項目程度)」で構成されています。



※各都道府県において使用される評価基準は、国の示したガイドラインに基づき、各都道府県推進組織が定めています。

■ 評価結果は、よりよい福祉サービスに向けた「到達度」です。

『福祉サービス第三者評価基準に関する指針』では、a・b・c評価の判断基準を次のように示しています。

a 評価

..... よりよい福祉サービスの水準・状態、
質の向上を目指す際に目安とする状態

b 評価

..... aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、
aに向けた取り組みの余地がある状態

C 評価

..... b以上の取り組みとなることを期待する状態

評価結果は福祉施設・事業所の格付けや順位付けを行うものではなく、福祉施設・事業所の理念や基本方針を具体化し、よりよい福祉サービスの実現に向けた「達成度」を示すものです。

■ 評価結果は、利用者・家族への適切な情報提供と福祉施設・事業所での質の向上や改善に活用できます。

評価結果の公表様式には、福祉施設・事業所の理念や基本方針、特徴的な取り組みなど、福祉施設・事業所の取り組みをアピールできる項目が記載されます。

また、評価項目ごとに判定理由等のコメントが記載されます。



受審した福祉施設・事業所の声

～第三者評価を経営や福祉サービスの改善に活かす～



経 営する福祉施設や事業所が増えるなか、法人全体として理念や基本方針を共有し、施設間・部門間の連携を強化することが課題となっていた。法人内の複数の施設におけるサービスの標準化の必要性と取り組むべき課題が明らかになった。

ト ータルな人材マネジメントシステムの構築と人材確保・定着」を施設の重点課題としているが、管理職のみならず、自己評価に関わった職員も必要性を理解することができ、施設内の「人材育成」への意識が変わった。具体的な課題が明確となり、職員それぞれのキャリア段階に対応した人材育成の仕組みを構築するため、業務改善委員会や法人事務局ワーキンググループで早急に検討することとした。

第 三者評価の結果のなかで改善を求める事項として、「薬に関するヒヤリ・ハットへの対策」があげられた。結果を受けて、事故発生原因の分析を行うと、「～しながら業務」が散見され、職員の意識の低さが大きな要因ではないかとの意見が出された。具体的な改善策を検討し、マニュアルを見直すとともに、職員の目につくところに注意を促す文書を掲示した。こうした取り組みにより、ヒヤリ・ハットの減少につながっている。

利 用者・家族へのアンケートは、施設的环境や職員の対応についての意見が多く、家族の思いや日ごろ聞くことのない意見・要望等を知ることができた。全職員で共有すべきものとしてとらえ、利用者・家族の言葉に耳を傾けていくことの大切さを実感することができた。

第三者評価受審のための参考書籍

『福祉サービスの第三者評価 受け方・活かし方』
全国社会福祉協議会発行

- ▶ 保育所版(2016年)
- ▶ 障害者・児福祉サービス版(2017年)
- ▶ 高齢者福祉サービス版(2017年)

受 審を機に確認・作成した文書や書類は、サービス内容の「見える化」、「言語化」となり、職員間で共通理解を得ることができた。またその後のサービスの実践、見直し、改善においても役立った。

第三者評価の Q & A

Q1 評価機関には、どのようなところがありますか？

- A** 都道府県推進組織のホームページ、または福祉医療機構のホームページ(WAM NET : <http://www.wam.go.jp/>)の第三者評価情報をご参照ください。
- また、各評価機関のホームページでは、所属する評価調査者(資格・経歴)、評価実績、標準的な評価の流れ、評価料金、評価機関の特徴等が公表されています。

Q2 受審申込みから結果公表までの期間はどのくらいですか？

- A** 福祉施設・事業所と評価機関の計画にもよりますが、おおむね3ヵ月から半年程度です。

Q3 受審費用は、どのくらいかかりますか？

- A** 受審料は評価機関によって異なります。詳細は各評価機関にお問い合わせください。
- *社会的養護関係施設は、30万8,000円が措置費の第三者評価受審加算と算定されています。
 - *第三者評価の受審および評価結果の公表を行った保育所に対しては、受審料の半額程度を公定価格の加算(15万円)として補助されています。

Q4 誰が調査や評価を行うのですか？

- A** それぞれの専門分野で一定の経験や資格を有し、かつ、評価調査者養成研修を修了した者が評価調査者となります。また、評価は2名以上でチームをつくり、一貫して評価にあたります。

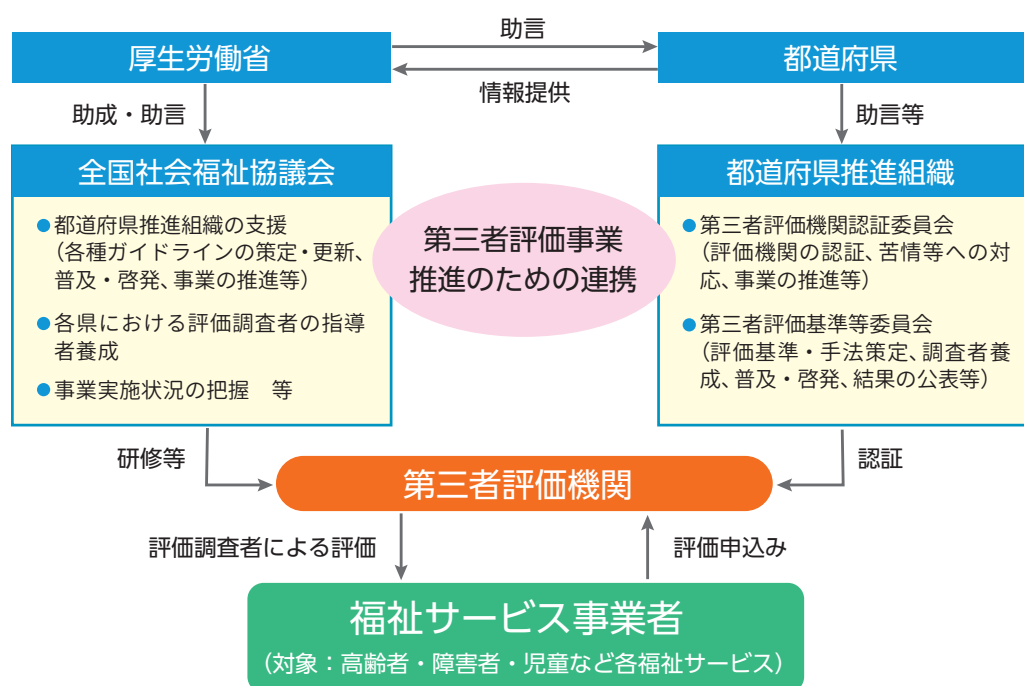
Q5 訪問調査では、どのようなことをするのですか？

- A** 評価調査者が福祉施設・事業所へうかがい、評価項目等に基づき聴き取りをします。期間は概ね1～2日です(評価機関によって異なります)。
- 施設・事業所内の見学をはじめ、自己評価結果や事業計画等の事前に提出した資料をもとに聴き取りや資料確認等が行われます。利用者や職員に対して、訪問時に聴き取りが実施される場合もあります。

Q6 評価結果には、評価調査者の主観が入り、客観性に欠けるのではないですか？

- A** 評価結果が1人の評価調査者のみの判断とならないよう、取りまとめの際には、複数の評価調査者による合議を行っています。
- 評価機関において、評価結果の報告書を確定する際に、公平性や客観性をより高めるため、「評価決定委員会」を設置して協議を行う場合もあります。
- また、評価調査者は、自らの専門性、客観性を高めるため、日ごろから福祉制度の動向を把握するとともに各種研修に参加し、評価調査者自身の質の向上に取り組んでいます。

福祉サービス第三者評価事業の推進体制



福祉サービスの質の向上と利用者の権利擁護のために

福祉サービスを必要とする人々が増加し、支援を必要とする人々のニーズが多様化・深刻化するなか、福祉サービスは量的拡充とともに質の向上が求められています。

第三者評価は、福祉施設・事業所が、継続的に福祉サービスの質・改善に取り組むための方法のひとつです。評価のプロセスを通じて、質の向上に取り組む職員の意識高揚や継続的に質の向上に取り組む組織づくりにつながります。

また、福祉サービスについては、利用者が福祉サービスの専門性を評価しにくいこと、利用者と事業者の対等性が確保しづらいこと、福祉制度が理解しづらいことなどが課題とされています。第三者評価の受審により、客観的に福祉サービスの内容や水準を示すことは、利用者の権利擁護を実現することにつながります。

福祉施設・事業所は、第三者評価の受審と活用を組織として明確に位置づけ、定期的かつ継続的に受審していくことが求められています。

第三者評価事業に関する情報を掲載しています

全国社会福祉協議会 福祉サービス 第三者評価事業 [HP](http://shakyo-hyouka.net/) <http://shakyo-hyouka.net/>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-7889 FAX 03-3580-5721